



いちかわし 農業委員会だより

第49号
平成26年1月1日

編集／発行 市川市農業委員会

市川市東大和田1丁目2番10号(分庁舎C棟2階)

電話 047(712)5063

明けましておめでとうございます。
輝かしい新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。
日頃、農家の皆様方には農業委員会活動の推進にあたり、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
昨年は、猛暑の中の農作業、台風接近等ご苦労の多い年であったことと思います。
また、TPP交渉の行方等々心配ごとの多い年でありました。
しかし、一方では、東京オリンピック招致の決定という喜ばしい事もありました。
市川の農業に輝かしい未来があることを信じ、農業委員会では、農地、農家を守るため今後も最大限の努力をしてまいりますので、ご協力を賜りたくお願いを申し上げますとともに、皆様の益々のご発展を祈念し新年のご挨拶とさせていただきます。



竹内会長

謹んで新年のお慶びを
申し上げます

農業委員会委員一同

石井	細川	三橋	大滝	原木	三橋	金子	武藤	岡本	鳥海	富田	宇田川	松永	梶尾	石井	堀越	栗山	石井	渡邊	竹内
敬人	佐一	三男	與鷹	一正	弘	正	晃	好夫	一郎	尚武	純一	修巳	彌一	利和	優	久司	克己	和昭	一雄

市川市農業施策について 市長に建議書を提出

市川市農業委員会は、平成25年8月27日、市川市長に建議書を提出しました。建議は、「農業委員会等に関する法律」に基づき行うもので、本市農業を政策的に推進していただくことを目的としております。

建議は、5つの柱にまとめ、25項目の要望としております。

建議にあたり206名の農家の皆様から貴重なご意見をいただきありがとうございました。

1. 都市農業の推進
2. 担い手の育成・確保
3. 農業経営安定化対策
4. 市民との交流・協働で築く農業
5. 新農地制度への対応



*詳しい内容は、別途添付してありますのでご覧ください。

農地造成について

うまい話は危ない!!

農地造成は、より生産性の高い農地として効率的な耕作を行なうために実施されるものです。

『ただで埋めてあげる』

『少しの量だから大丈夫』

『安価で請け負うから』

など、業者の甘い言葉にのせられて安易に承諾してしまい、

『超過盛土になってしまった!』

『土の中に、コンクリート片がたくさん入っていた!』

『産業廃棄物が埋められていた!』

農地造成に名を借りて、地主や周辺住民を巻き込み、多くのトラブルを生じさせ、かえって、農地として耕作できないばかりか、改善するための経費が多くなってしまう事例が発生しています。

その責任は、地主、業者の双方にあるのです。

農地造成をお考えのときは、農業委員会にご相談ください。

農地造成を行うには、面積により、市又は千葉県の残土条例が適用される場合があります、その際には条例による許可も必要となります。

【造成面積と残土条例の協議先】

300平方メートル以上3,000平方メートル未満

市川市環境清掃部循環型社会推進課

電話047-320-3971

3,000平方メートル以上10,000平方メートル未満

千葉県葛南地域振興事務所地域環境保全課

電話047-424-8093

10,000平方メートル以上

千葉県環境生活部廃棄物指導課残土対策室

電話0473-223-2641

残土条例の許可区分は左記のとおりです。
農地法は、優良な生産性の高い農地を保全するための法律です。

この趣旨を十分ご理解していただき、優良農地の保全・確保にご協力をお願いいたします。

農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の提出について

今年は農業委員選挙の年です。

農業委員は、農業委員会委員選挙人名簿に登載されている農家の方々の選挙によって選ばれます。

平成26年1月10日（金）までに「市川市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」に必要な事項を記入し、農業委員会に提出してください。

選挙人名簿に登載される要件を満たしている場合でも、申請をしていない場合、選挙権および被選挙権を有します。ご注意ください。

選挙人名簿登載要件

1. 市川市に住所を有する者
2. 平成6年4月1日以前に生まれた者
3. 耕作の業務を営む要件
 - ① 10アール以上の農地につき耕作の業務を営む者
 - ② 10アール以上の農地につき耕作の業務を営む者の同居の親族又はその配偶者で、60日以上耕作に従事し、農業委員会が認めた者
 - ③ 10アール以上の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員又は株主で、60日以上耕作に従事し、農業委員会が認めた者

農地の適切な管理をお願いします

農地法第30条の規定による「農地利用状況調査」を実施しています。農業委員会では、遊休農地の実態把握と発生の防止・解消、農地の違反転用防止対策に重点をおき取り組んでいます。

今年度も、9月から11月を農地パトロール月間としてパトロールを実施いたしました。

また、この調査にもとづいて、農地の所有者の方に雑草除去等のお願いをしています。

農地が遊休化していると、隣接する方に迷惑をかけるばかりではなく、ゴミや残土等の不法投棄の原因や、雑草が燃えて火災を引き起こす原因となり、大変危険です。

農地が遊休化しないよう適切な管理をお願いします。



お知らせ

農業委員会事務局が移転しました。

移転先 東大和田1丁目2番10号 分庁舎C棟



駐車場がないため、ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

農業者年金のご案内

農業者年金制度は農業者の老後生活の安定を図るとともに、農業者の確保に資することを目的としており、その主なメリットは、

1. 積立方式の年金で、少子高齢時代に強い年金です。
2. 農業従事者なら誰でも加入できます。
3. 税制面でも優遇措置があります。
4. 保険料に国庫助成があります。
5. 終身年金で80歳までの保証があります。
6. 保険料も自由に選択できます。

なお、詳しいお問い合わせは、農業委員会事務局若しくは市川市農業協同組合相談部までご連絡ください。

農業新聞のご購読を

全国農業新聞は、全国農業会議所が発行している農家のための情報誌です。

農家の生活に密着した内容で、農業に関する最新の情報をわかりやすく解説してお届けしています。

毎週一回金曜日発行、購読料月額600円（送料込み）購読をご希望される方は農業委員会事務局にご連絡下さい。

また、電子版もあります。

詳しくは全国農業新聞ホームページをご覧ください。

編集後記

昨年は秋を感じる日が短く、年も改まり、いよいよ本格的な寒さの到来となりそうです。

大切な命をつなぐ食に携わる一人として、心も新たに新年を迎え、風邪などに気をつけて、今年も皆様とともに頑張っていきたいと思っています。

農業委員会だより編集委員

竹内 一雄
渡邊 和昭
石井 克己
石井 利和